

こうきょうぶつとうはそん しどう ひようべんさい りかい きょうりよく ねが
公共物等破損にかかる指導と費用弁済へのご理解とご協力をお願い
こ こころゆた せいちょう ねが
～子どもたちの「心豊かな成長」を願って～

I ねらい

きょういくしどう いっかん ひようべんさい てつづ もう こ こうきょうぶつ たいせつ
教育指導の一環として費用弁済の手続きを設け、子どもたちの公共物を大切に
こころ そだ みずか こうい たい せきん じかく うなが
する心を育て、自らの行為に対する責任の自覚を促します。

※ じどうせいと こうきょうぶつとうはそん はっせいけんすう しりつしょう ちゅうがっこう
児童生徒の公共物等破損の発生件数（市立小・中学校）

ねん 度	へいせい ねんど 平成29年度	へいせい ねんど 平成30年度	れいわがねんど 令和元年度	れいわ ねんど 令和2年度	れいわ ねんど 令和3年度
はっせいけんすう 発生件数	1,035 けん 件	794 けん 件	707 けん 件	616 けん 件	580 けん 件

II ねが
お願い

- こどもにこうきょうしん せきになんかん しやかいきほんいしき そだ かてい がっこう
子どもに公共心や責任感などの社会規範意識を育てるために、家庭や学校、
ちいきしやかい きょうりよく あ ひつよう ぜんあく ほんだん かてい こ
地域社会が協力し合うことが必要です。善悪の判断については、ご家庭でも子
どもものしんじょう りかい しどう きょうりよく ねが
心づもりを理解しながら指導いただくようご協力をお願いします。
- こどもががっこうのまど ガラスやドアなどの公共物等を故意（わざと）、または、
こい ちか じょうきょう はそん ぼあい みずか こうい たい せきん うなが きょういくしどう
故意に近い状況で破損した場合に、自らの行為に対する責任を促す教育指導
いっかん しゅうぜんひよう べんさい ほごしや ねが
の一環として、修繕費用の弁済を保護者をお願いします。

III うんよう
運用について

- がっこう こ がっこう こうきょうぶつとう こい ちか
学校は、子どもが学校の公共物等を故意（わざと）、または、故意に近い
じょうきょう はそん ぼあい みずか こうい たい せきん じかく ゆた しやかいせい み
状況で破損した場合に、自らの行為に対する責任を自覚し、豊かな社会性を身
につけられるよう、かてい きょうりよく しどう おこな
ご家庭と協力して指導を行います。
- がっこう しどう じょうきょう べんさい ほごしや そうだん こさま せいちょう
学校は、指導の状況と弁済について保護者に相談しますので、お子様の成長
やくだ じゅうぶん ほな あ ねが
に役立つよう十分な話し合いをお願いします。
- べんさいがく きほんてき めやす こい しゅうぜんひ こい ちか
弁済額は、基本的な目安として、故意によるものは修繕費の100%、故意に近
じつじょう あ じゅうなん たいおう ほか
いものは50%としますが、実情に合わせて柔軟に対応を図ります。